

## オートFX利用規約

### 第 1 条（目的）

この規約（以下「本規約」という。）は、株式会社FXトレード・フィナンシャル（以下「当社」という。）が、お客様に提供するサービス「オートFX」によるシステム取引（売買タイミングをプログラム化し、その売買シグナルに従って機械的に売買する自動売買取引手法をいい、以下【オートFX】という。）に関するお客様と当社との間の権利及び義務に係る関係を明確にすることを目的とし、お客様は以下の規定に合意するものとします。

2. お客様は【オートFX】の利用に際して、本規約の他、「店頭外国為替取引説明書」（「外国為替取引約款」（以下「取引約款」という。）」、「インターネット取引規則」及びその他付属添付書類を含む。）を確認し、その他当社の規程、法令・諸規則の定めに従うものとします。

### 第 2 条（利用者）

当社に「外国為替取引口座」を開設し、オートFX専用の「オートFX口座」を有効化されているお客様のみ【オートFX】を利用することができます。

### 第 3 条（システムの提供者）

お客様は、当社が契約する【オートFX】のシステムの提供者（以下「システム提供者」という。）が提供するシステムを利用するものとします。

### 第 4 条（手数料）

【オートFX】の利用及び取引に関する手数料は無料です。

### 第 5 条（利用制限）

お客様は、お客様ご自身で、当社に対して外国為替証拠金取引を行うためにのみ【オートFX】を利用し、それ以外の目的で利用してはならないものとします。

2. お客様は、第三者に対して、当社の事前の許可なく無断で【オートFX】の全部又は一部を販売、譲渡、賃貸、賃借、配布、輸出、輸入したり、間接か直接かを問わず、その仲介者や提供者となったり、【オートFX】の全部又は一部に関連する権利を付与したりしてはならないものとします。

### 第 6 条（知的財産権）

【オートFX】に関する知的財産権は、当社が契約する「システム提供者」に帰属します。

### 第 7 条（免責事項）

次に掲げる事項により生じるお客様の損害について、当社及び「システム提供者」は免責されるものと

します。

- a. 通信回線及びシステム機器等の瑕疵、又は障害（天災地変等不可抗力によるものを含みます）、通信速度の低下、又は通信回線の混雑、コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等によって生じた損害。
- b. お客様の誤発注により生じる損害。なお、誤発注にはシステムの選択を誤ったことにより発注されたものも含みます。
- c. 正常に受託した取引注文の執行不能、誤執行、又は執行遅延、当社及び「システム提供者」のシステムメンテナンスにより、【オートFX】が利用できないことによって生じる損害。
- d. 【オートFX】の利用に際し、お客様に直接的又は間接的な損害（ハードウェアの破損等、本ソフトウェア以外のソフトウェアの破損等を含む。）が発生した場合であって、当社に故意又は重大な過失がない場合。
- e. 【オートFX】の利用による取引注文後、当該取引注文に係る約定結果等を確認しなかったことによる損害。
- f. 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、又は外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、【オートFX】の利用が遅延し、又は不能となった場合。
- g. お客様が届出事項を変更したにもかかわらず、当社へ変更の届出をしなかったことにより損害が生じた場合。
- h. 【オートFX】で提供する情報（株式会社インディ・パが「オートFXプレミアムラウンジ利用規約」に合意した会員に対して提供する情報等を含む。）につき、誤謬、欠陥、遅延があった場合。
- i. 取引約款その他諸規程に免責事項として定める損害。

## 第 8 条（その他）

【オートFX】は「システム提供者」より当社が提供を受け、お客様に提供しているサービスであるため、「システム提供者」及び当社が当該サービスの提供を休止、又は廃止した場合、お客様は【オートFX】のご利用を継続できなくなります。この場合、【高速FX】でのお取引を継続していただくこととなります。

2. 当社営業時間外、当社取引システムや「システム提供者」での障害発生時に配信された売買シグナルの取り扱いについては、当社営業時間の再開、当社取引システムや「システム提供者」の障害復旧時にシステム取引に基づき既に出されている決済注文のみを再配信することとします。

3. 本規約は予告なしに変更される場合があります。また、本規約は当社ホームページに掲載します。

## 附則

本取引約款は、平成 22 年 8 月 26 日付で制定され、有効となる。